

U12 カテゴリーの移籍に関する運用について

<移籍に関する通知内容の運用について>

特別な事情(転居、人間関係等のトラブル)があれば移籍を認める。

年度におけるチームの変更も移籍とみなす。

※「特別な事情(転居、人間関係等のトラブル)があれば移籍を認める」ことは、選手にバスケットボールの競技環境を保証するためであり、決して強化や勝利至上主義を促すものではありません。

1. 対象選手

○対象となる選手は、「U12 カテゴリー登録運用細則」第 3 条に定める選手のうち、すでに登録をして活動している選手とします。

2. 運用上の留意点

○移籍は、「U12 カテゴリー移籍運用細則」第 4 条 1.2.の特別な事情がある場合に認められます。

○U12 カテゴリーにおいては、現在登録しているチームとは異なるチームに登録することを全て移籍とします。

○移籍は、「U12 移籍申請書」を都道府県協会事務局提出し、承認された場合のみ認められます。

※U12 カテゴリーにおける移籍の可否は、都道府県バスケットボール協会にて行います。

<移籍関連規程の新旧対照表>

旧) ~2018 年度まで	新) 2019 年度以降~
【2017 年度日本ミニ連移籍ルール】	【JBA U12 カテゴリー移籍運用細則】 (目的) 第 1 条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程の第 3 章 所属団体、第 4 章 競技者、第 5 章 登録および移籍に基づき、U12 カテゴリーにおける移籍の運用に関して必要な事項を定める。 (対象チーム・対象競技者) 第 2 条 この細則の対象となるチームおよび競技者は、U12 カテゴリー登録運用細則第 2 条および第 3 条に定めるチームおよび競技者とする。ただし、U15 カテゴリーのチームに所属する 11 歳以上の競技者が、U12 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則の対象競技者とする。 (移籍の定義) 第 3 条 U12 カテゴリーにおいては、これまで登録していたチームとは異なるチームに登録することを移籍とする。

1. 特別な事情（転校、チームの統廃合、新設等）がない限り、チーム間の移籍は認めません。
2. 転校の場合、これまでの所属チームにとどまることもできます。
3. チームの統合で新しいチームができた場合は移籍（移籍元チームであれば残留）を認めます。
4. チームが廃部になった場合は、適切な近隣チームに移籍することを原則とします。

（平成 24 年 3 月 28 日「全国ミニバスケットボール大会出場における 1 チームを構成する児童在籍小学校の学校数の制限について 5(2)児童の移籍について」による）

1. U12 カテゴリーのチームに登録している、登録年度の 4 月 1 日時点で 10 歳以上の競技者が、U15 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則の第 5 条は適用しない。
2. U15 カテゴリーのチームに登録している、登録年度の 4 月 1 日時点で 10 歳以上 12 歳未満の競技者が、U12 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則を適用する。

（移籍の条件）

第 4 条 この細則の対象となる競技者の移籍は、次の 1.2. にあがる「特別な事情」があれば認める。

1. 転居
2. 人間関係等のトラブル

（移籍の回数）

第 5 条 移籍の回数制限は設けない。

（移籍の承認）

第 6 条 U12 カテゴリーにおける移籍の承認は、以下の通りとする。

1. 移籍の承認は移籍元チームの所属する都道府県協会の競技会委員長が行う。
2. 競技会委員長が U12 カテゴリーのチームおよび競技者の関係者である場合は、都道府県協会が別途移籍の承認を行う者を定め、JBA の U12 カテゴリー部会事務局に報告する。

（移籍の申請）

第 7 条 移籍の申請は、次の通りとする。

1. 移籍を申請する者は、「U12 移籍申請書」に必要事項を記入し、移籍元チームの所属する都道府県協会事務局に提出することをもって申請を行う。
2. 都道府県協会は、移籍の申請を受理してから 14 日間以内に移籍の可否を申請者に回答する。
3. 移籍先チームが、移籍元チームの所属する都道府県以外の場合、登録の可否は当該都道府県協会の U12 カテゴリー部会間で情報共有の上、移籍元チームの所属する都道府県協会の競技会委員長または都道府県協会が定めた者が判断する。

以上